

確定申告は3月15日(火)までに

平成22年分の所得税の確定申告と納税は、3月15日(火)が期限です。

ご自身で所得と税額を正しく計算して、お早めに申告をしてください。

なお、申告書の提出は郵送が便利です。

◆確定申告に関する問合せ先

刈谷税務署

☎21-6211

◆市民税・県民税申告に関する問合せ先

市役所税務グループ

☎52-1111(内線246・247・253)

確定申告会場など

ところ 刈谷税務署(刈谷合同庁舎内)

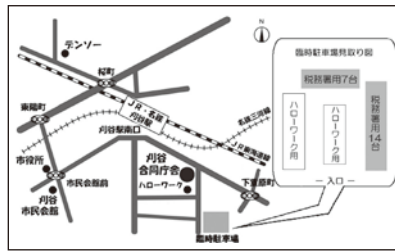
とき 2月16日(水)～3月15日(火)

(土・日・祝祭日を除く)

午前9時～午後5時

※2月20日・2月27日の日曜日は開設しません。

※消費税については3月31日(木)までです。



※臨時駐車場の駐車可能台数は21台で、2月1日(火)～3月31日(木)に限り利用可能です。

◆確定申告書の様式が変わりましたが、これまでの申告書は3枚1組でしたが、提出用・控用の2枚で1組になりました。

②申告書第二表裏面に貼っていた添付書類は、新たに設けられた「添付書類台紙」に貼ってください。

◆税務署に行かなくても確定申告ができます

所得税・消費税の確定申告書は、国税庁ホームページ

(<http://www.nta.go.jp>)の

「確定申告書等作成コーナー」

を利用して簡単に作成することができます。

24時間いつでも確定申告書が作成でき、プリンターで印刷

(白黒印刷可)して、そのまま提出ができ大変便利です。

◆確定申告書等作成コーナーでは次のような申告書が作成できます

- ・サラリーマンの医療費控除
- ・サラリーマンの住宅ローン控除
- ・年金収入の申告
- ・年の中途で退職した場合の申告
- ・株式等や不動産の譲渡、配当の申告
- ・不動産所得、事業所得の申告
- ・収支内訳書(不動産・農業・事業)
- ・決算書(不動産・農業・事業)
- ・消費税の申告書(一般用・簡易課税用)

◆広域還付申告センターの開設

広域還付申告センターでは、申告書の受付(仮收受)のほか、パソコンによる確定申告書の作成補助を行います。

開設期間 2月1日(火)～4日(金)

午前9時15分～午後5時

※4日(金)は、午前9時15分～正午まで。

開設場所 アスナルホール(金山総合駅北口アスナル金山内)

要介護認定を受けている方の障害者控除

確定申告をする本人または扶養家族が「障害者(特別障害者)」に該当する場合は、「障害者控除」として一定金額を所得から差し引くことができます。

この控除のための証明書として「身体障害者手帳」「療育手帳」などが必要です。

また、これらを持っていない方で、平成22年12月31日現在、要介護認定を受けている方は、『障害者控除対象者認定書』により控除を受けることができますので、介護保険グループで書類の交付を受けてください。

なお、認定を受けている方の状態により証明書を発行できない場合がありますので、希望する方は事前にお問い合わせください。

おむつ使用に係る費用の医療費控除

確定申告で、おむつ代が医療費控除の対象として認め

られるためには、毎年申告の際に、寝たきり状態であること、および治療上おむつの使用が必要であることについて、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。

ただし、おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降であり要介護認定を受けている方については、医師が発行する「おむつ使用証明書」がなくても『市が介護保険法に基づく要介護認定に係る主治医意見書の内容を確認した書類』により、寝たきり状態であること、および尿失禁の発生の可能性があることが確認できれば、おむつ代が医療費控除の対象として認められます。該当する方は、介護保険グループで書類の交付を受けてください。なお、「介護保険主治医意見書」から該当項目を確認できない場合は、今までの取扱いとなりますので希望する方は事前にお問い合わせください。

問合せ先

いきいき広場内介護保険グループ

☎52-9887-1